

労働争議發生後解決セシムル其ノ状況左記ノ通りニ有之

記

争議發生ノ場所 豊島區高田南町三ノ七九〇

發生並ニ解決年月日

昭和十二年二月二十一日發生

二月二十三日解決

三 事業主側

(1) 名 稱 合名會社 三星繪具製造所

(2) 工場所在地 豊島區高田南町三ノ七九〇

(3) 代表者ノ住所氏名

下谷區西町八 代表者 長戸里太郎

(4) 事業ノ種類 繪具製造

(5) 資本金 三拾萬圓(全額拂込)

(6) 企業系統 株式

(7) 使用労働者數 五十三名 内譯

機械工 男本工 十名

仕上工 男本工 三名

女本工 三十名、臨時工 十名

(8) 労働賃銀

(i) 本工 男 最高二圓一〇銭 最低 四二銭

平均 一、四〇々

(ii) 本工、女 最高 九六銭 最低 四二銭

平均 六〇銭

(iii) 臨時工、女 平均 四一銭 (全員)

(9) 退職、年當制度並福利施設ノ有無 有無 十之

(10) 事業主ノ団体關係 目白工業會員

四 労働者側

(1) 争議參加者數 十六名 (仕上 女本工)